公社等外郭団体の改革方針（案）

<table>
<tr><td>団体名</td><td colspan="3">（財）千葉県生活衛生営業指導センター</td><td>所管所属名</td><td>健康福祉部衛生指導課</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="5">生活衛生関係営業に関する相談、指導、苦情処理及び苦情に関する指導、講習会、情報又は資料の収集及び提供、振興のための事業、標準営業約款に関する営業者の登録等の事業</td></tr>
<tr><td rowspan="12">財務状況</td><td colspan="2">年度（単位：千円）</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸借対照表</td><td>総資産</td><td>54,742</td><td>49,569</td><td>43,809</td></tr>
<tr><td>負債</td><td>3,180</td><td>3,566</td><td>3,774</td></tr>
<tr><td>資本</td><td>51,562</td><td>46,003</td><td>40,034</td></tr>
<tr><td>累積損益</td><td>41,062</td><td>35,503</td><td>29,534</td></tr>
<tr><td rowspan="4">損益計算書</td><td>総収入</td><td>65,284</td><td>61,694</td><td>65,490</td></tr>
<tr><td>経常損益</td><td>△7,901</td><td>△5,560</td><td>△5,968</td></tr>
<tr><td>当期損益</td><td>△7,901</td><td>△5,560</td><td>△5,968</td></tr>
<tr><td>減価償却前当期損益</td><td>△7,009</td><td>△3,908</td><td>△4,099</td></tr>
<tr><td></td><td>借入金残高</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">県財政支出</td><td>委託料</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr>
<tr><td>補助金・負担金</td><td>29,780</td><td>28,515</td><td>25,700</td></tr>
<tr><td></td><td>その他</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>団体の必要性
県関与の必要性</td><td colspan="5">（団体の必要性）
同センターは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」）第５７条の３に基づき、県の認可を受けた団体であり、生衛法第５７条の４に定められた事業を実施することとされている。同センターの存続ができない場合、県が同様の事業を代替することを想定しなければならない。
※参考　現在、全都道府県において、同センターが設置されている。
（県関与（人的・財政的）の必要性）
同センターの業務は、法律に基づくものであり、行政の行う業務を補完する関係にある。このため、県において関係業務に関与していた人材を人的支援することで、事業の円滑な遂行が期待できる。
また、同センターの運営費は、主に国と県の補助金を財源としているが、非営利的な業務であるため、財政支援（関与）を廃止した場合は、同団体の存続ができない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">過去の見直し方針</td><td>分類</td><td colspan="4">経営改善</td></tr>
<tr><td colspan="5">経費削減、事業の見直し</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>現在までの取組状況</td><td colspan="2">　人件費算定において、国の基準単価を用いず、県の給与・手当ての見直しに準拠し、減額して支給している。
また、事業内容を充実させつつ、事業費の経費節減により、予算削減に努めている。</td></tr>
<tr><td>役職員の状況</td><td>常勤役員　14　２名⇒　23　２名
　うち県ＯＢ　14　２名⇒　23　２名
　うち県派遣　14　０名⇒　23　０名</td><td>常勤職員　14　１名⇒　23　２名
　うち県ＯＢ　14　０名⇒　23　１名
　うち県派遣　14　０名⇒　23　０名</td></tr>
<tr><td>課題</td><td colspan="2">　生衛法上、実施できる事業が定められており、収益を求める性質の事業ではないため、国と県の補助金なくして、採算を見込むことは困難である。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">今後の改革方針（案）</td><td>分類</td><td>経営改善</td></tr>
<tr><td colspan="2">　厚生労働省の指導のもと、公益財団法人への移行に向けて、経営の健全化・事業の見直しを行っていく。
　また、「千葉県生活衛生営業指導センター指導助成費補助金」及び「千葉県生活衛生営業振興対策事業補助金」の各事業の必要性を精査・評価し、より効果的・効率的な事業運営を行うよう、経営改善に取り組んでいく。</td></tr>
</table>